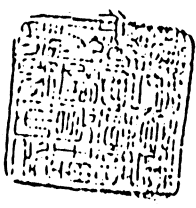


高速自動車国道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門
自動車道における救急業務に関する覚書

平成10年4月3日

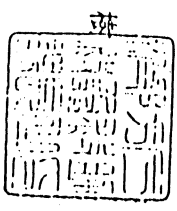
建設省道路局道路交通管理課長

荒井俊



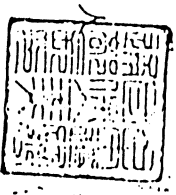
消防庁救急救助課長

高橋正



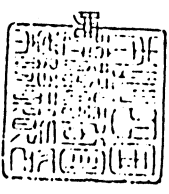
日本道路公団保全交通部長

青野捷



本州四国連絡橋公団業務部長

八百谷



建設省、消防庁、日本道路公団及び本州四国連絡橋公団は「本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道における救急業務実施市町村への財政措置について」（平成10年4月3日付け建設省道交発第42号、消防発第59号）記の1に基づき、下記のとおり覚書を締結する。

記

1. 「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」（昭和55年12月1日付け。以下「55年覚書」という。）別表1④中「高速自動車国道及び本州四国連絡道路神戸中央自動車道の区域」を「高速自動車国道、本州四国連絡道路神戸中央自動車道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道の区域

」に、別表1㉒、㉓及び㉔中「高速自動車国道及び本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道」を「高速自動車国道、本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道」に改める。

2. 兵庫県神戸市、淡路広域消防事務組合及び徳島県鳴門市が実施する高速自動車国道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道（以下「神戸淡路鳴門道」という。）における救急業務に対する平成10年度以降の財政措置については、次に定めるところによる。

(1) 神戸市に対する財政措置について

① 各年度における支弁額

出動率支弁額（「高速道路救急業務に関する調査研究委員会」による昭和49年3月15日付け答申（以下「答申」という。）4(2)並びに55年覚書記の3(9)及び(10)に基づく財政措置を講ずる場合に支弁すべき額をいい、この場合において、55年覚書記の3(9)中「高速自動車国道」を「高速自動車国道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道」と読み替えるものとする。以下同じ。）

② 日本道路公団及び本州四国連絡橋公団による負担割合

日本道路公団及び本州四国連絡橋公団（以下「両公団」という。）の負担割合については、以下に定めるところによるものとし、各年度における具体的な負担割合については、両公団から神戸市に対して通知するものとする。

イ. 平成10年度

①に定める額に、

神戸淡路鳴門道の平成10年度における全線供用日数（以下「神戸淡路鳴門道全線供用日数」という。）

365日

を乗じた額に、

神戸市が救急業務を担当する神戸淡路鳴門道の延長

神戸市が救急業務を担当する高速自動車国道及び神戸淡路鳴門道の延長

（この場合において、延長は上下方向別に計算するものとする。以下この割合を「神戸淡路鳴門道負担割合」という。）を乗じた額を本州四

園連絡橋公団（以下「本四公団」という。）が負担し、①に定める額から当該額を控除した額を日本道路公団（以下「道路公団」という。）が負担する。

ロ. 平成11年度以降

①に定める額に神戸淡路鳴門道負担割合を乗じた額を本四公団が、①に定める額から当該額を控除した額を道路公団が負担する。

(2) 淡路広域消防事務組合に対する財政措置について

① 各年度における支弁額

イ. 平成10年度

新設支弁額（答申4(1)に基づき財政措置を講ずる場合に支弁すべき額をいう。以下同じ。）に、

神戸淡路鳴門道全線供用日数 を乗じた額
365日

ロ. 平成11年度

新設支弁額

ハ. 平成12年度

55年覚書記の3(7)①により算出した額

この場合において「供用開始年度の供用日数」を「神戸淡路鳴門道全線供用日数」と読み替える。

ニ. 平成13年度及び平成14年度

新設支弁額

ホ. 平成15年度

55年覚書記の3(7)②により算出した額

この場合において「供用開始年度の供用日数」を「神戸淡路鳴門道全線供用日数」と読み替える。

ヘ. 平成16年度以降

出勤率支弁額

② 両公団による負担割合

本四公団が①で定める額を負担する。